

沖縄県外来種対策行動計画に基づく
ノネコ 防除計画

令和2年3月

沖 縄 県

1 背景と目的

一般にネコと称されるイエネコは、中東原産のリビアヤマネコを家畜化したものとされ、古来よりネズミを捕獲させる目的で飼い慣らされてきた動物です。現在、イヌとともに代表的なペットとして飼われています。

ネコは、野外で放し飼いにされることも多く、特定の飼い主を持たず集落やその周辺で餌やすみかを人間に依存して生活するものはノラネコ、さらに人間に依存せず野生生物を捕食して生活するなど自然環境下で野生化したものはノネコと呼ばれています。ネコは肉食性哺乳類であり、野生化したノネコによる野生生物の捕食が生態系への悪影響を引き起こすことが世界中で起こっており、特に島嶼域においては希少種や固有種への大きな被害が報告されています。

沖縄島やんばる地域（国頭村、大宜味村、東村）においては、ノネコによる希少種の捕食被害が深刻化しつつあることから、生態系からの排除が行われています。

沖縄県では「沖縄県外来種対策指針」に基づいた「沖縄県対策外来種リスト」を作成し、生態系等に重大な影響を及ぼす外来種の対策を推進しています。ノネコは、生態系に著しく悪影響を及ぼすことから、外来種リストの中でも優先順位の高い「重点対策種」として指定され、重点的に防除を実施する必要がある種とされました。

そこで、本防除計画は、生物多様性の保全を図るために必要な計画を策定し、ノネコによる生態系への影響を排除もしくは低減させ、効果的で継続的な防除を実施することを目的とします。

2 概要

(1) 和名等

食肉目ネコ科

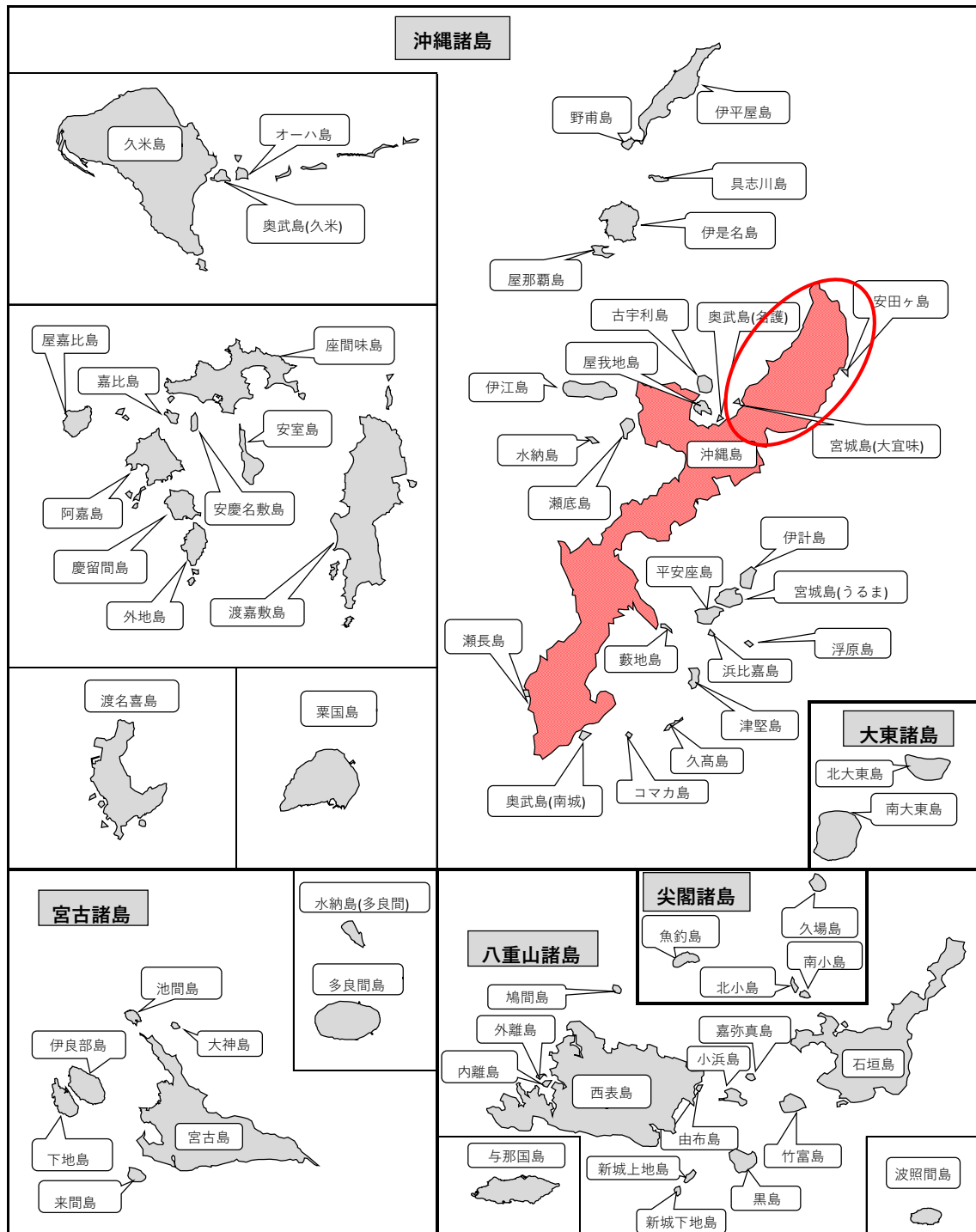
ノネコ（学名 *Felis silvestris catus*）

※イエネコが野生化したもの。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第7項で規定された狩猟鳥獣であり、常時山野等において、専ら野生生物を捕食し生息しているネコ。市街地または村落を徘徊しているようないわゆる「ノラネコ」は含まれていない。

(2) 分布

原産地：原種とされるリビアヤマネコは中東～北アフリカに分布

県内の分布確認状況：沖縄島



ノネコの生息が確認されている島

赤色で塗った島は生息が確認されている島を示す。面積の広い沖縄島は、主な生息域を赤丸で示す。

(3) 形態・生態

体重はオス 3～6kg、メス 2.5～4.5kg で、毛の色や模様、長さ、眼色などは様々なタイプがあります。肉食性で、小型哺乳類や鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類などを捕食します。

繁殖期は初春から晩秋で、年に 2～3 回発情し、一回の出産で平均 4～5 頭程度（最大 9 頭）を産むとされ、5～9 か月齢で性成熟し、メス一頭あたり生涯に 50～150 頭の出産が可能と報告されています。



林内を移動するネコ

3 指定の状況

特定外来生物	—
我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト	緊急対策外来種
日本の侵略的外来種ワースト 100	○
世界の侵略的外来種ワースト 100 (イエネコ)	○

4 生態系等への影響

捕食による在来小動物への影響が懸念され、特に島嶼域においては希少種や固有種へ深刻な被害を与える恐れがあります。また、捕食だけでなく「遊び」としてハンティングを行うことがあり、少数個体であっても在来種への影響は大きいと考えられています。

沖縄島やんばる地域の森林域においては、糞分析による食性調査の結果から、オキ

ナワトゲネズミやケナガネズミといった哺乳類やヤンバルクイナやノグチゲラ、カラスバトなどの鳥類をはじめ、オキナワキノボリトカゲなどの爬虫類、両生類、昆虫類など、希少種や固有種を含むほとんどの分類群の動物を捕食していることが確認されており、生態系における高次捕食者として位置づけられます。そのため、ネコによる在来生物への影響は明らかであり、特に希少な哺乳類や鳥類に与える影響は大きいとされています。特に、1980年代以降急激に減少しているオキナワトゲネズミにとって、ネコによる捕食圧が最大の脅威となっています。

このような森林内に侵入したネコの捕食による在来種への影響は、他にも宮古島のキシノウエトカゲや鹿児島県奄美大島のアマミノクロウサギ、ケナガネズミ、アマミトゲネズミなどをはじめ、東京都御蔵島のオオミズナギドリ、東京都小笠原諸島のカツオドリなど、各地で確認されています。海外の島嶼域においてもネコが在来種の絶滅に関与していることが様々な研究によって指摘されています。

また、在来種としてヤマネコのいる対馬や西表島では、感染症（ネコ免疫不全症候群ウイルス FIV、ネコ白血病ウイルス FeLV 等）の伝播の可能性が指摘されており、実際にツシマヤマネコにおいて飼いネコ由来の FIV 感染が確認されています。



キシノウエトカゲを啜めるネコ（撮影場所：来間島）

5 目標

沖縄県外来種対策行動計画に基づく防除目標のカテゴリー

→ **目標 B 重要区域からの排除**（やんばる地域）

◎ やんばる地域からの排除

生物多様性の保全上重要な沖縄島やんばる地域において、希少な生態系を保全する必要があることから、その脅威となるノネコを完全排除することを目標とします。

6 対策の方針

(1) やんばる地域における防除の実施

やんばる地域において、関係機関と連携してノネコの分布状況の把握に努め、わな等による捕獲を実施し、完全排除を目指します。

(2) 発生源の抑制

やんばる地域外からの遺棄も懸念されていることから、沖縄島全域において、完全室内飼育や不妊去勢等、適正飼養に係る普及啓発を実施し、発生源の抑制に努めます。

(3) 普及啓発

防除の目的や防除事業の内容を広く県民に知らせるために広報誌やホームページ等への掲載、学校授業、イベントでのチラシ、小冊子の配布等を行うなど普及啓発に努めます。

(4) 捕獲手法等の改良

効果的な防除を実施するため、新たに得られた知見や技術、有識者等の意見を踏まえて捕獲手法等の改良を行います。

目標カテゴリ-B：重要区域からの排除（やんばる地域）

目標：やんばる地域からの排除

対策の方針	実施項目	期間	実施地域	実施内容
やんばる地域における防除の実施	地域根絶に向けた捕獲	短期～長期	やんばる地域 (国頭村、大宜味村、東村)	モニタリング等による分布域の把握に努め、わなによる捕獲を実施し、完全排除を目指す。
発生源の抑制	適正飼育の推進	短期～長期	沖縄県内	完全室内飼育や不妊去勢等、適正飼養に係る普及啓発を実施し、発生源の抑制に努める。
普及啓発	県民等への普及啓発	短期～長期	沖縄県内	広報誌やホームページ、小冊子の配布等を通して広く県民へ普及啓発を実施し、理解や協力が得られるよう、関係機関と協力して取り組む。
捕獲手法等の改良	捕獲効率の向上	短期～長期	やんばる地域 (国頭村、大宜味村、東村)	新たに得られた知見や技術、有識者等の意見を踏まえて捕獲手法等の改良を行う。

短期は概ね3年目までの期間、長期は概ね4年目以降の期間

7 実施体制

効果的かつ効率的な対策のため、以下のような体制を目指し、関係機関と連携します。

- 捕獲及びモニタリング：沖縄県環境部、（環境省、市町村）
- 普及啓発活動：沖縄県環境部、（環境省、市町村、教育機関、民間団体、大学等の研究機関）

8 防除方法

防除の体制として、わなでの捕獲、及びモニタリングについては、防除を専門的に行う専任従事者による組織的な体制を確保し、計画的に実施するものとします。

また、事業の成果及び進捗状況を適切に評価するために、有識者によって構成された検討委員会を設置します。検討委員会での検討内容を踏まえ、必要に応じて事業内容の修正等を図るものとします。

(1) 捕獲

ネコは生け捕り式の箱わな等を用いて捕獲を行います。わなには実施主体者、連絡先などの標識を取り付け、事故防止に努めます。

(2) 捕獲後の処置

捕獲個体は、飼いネコの可能性も考慮し、飼い主が確認できた場合は引き渡し、確認できなかった場合は、飼養希望者への譲渡に努めます。

(3) モニタリング

捕獲データや自動撮影カメラ等でモニタリングするとともに、マングース防除事業など他事業で得られたデータの活用や、一般市民からの目撃情報の収集にも努めます。得られた情報を基に、防除の進捗の把握や捕獲計画の策定・修正等を行います。

また、防除の進展による希少種の生息分布域等の回復状況を確認するため、捕食の影響を強く受けていると考えられる種について、モニタリング調査を行います。

(4) 発生源の抑制

やんばる地域の3村（国頭村、大宜味村、東村）では、飼い猫の登録やマイクロチップの装着、繁殖制限、みだりな餌やりの禁止等を条例で定めていることから、やんばる3村とも連携して対策を行います。

また、飼いネコについては、不妊去勢や適正飼養に関する認識や意識の向上などを目的に、イベント、チラシ配布、出前授業など全県的な普及啓発活動に努めます。

9 防除事例の紹介

世界的にネコ問題は発生しており、日本においても奄美大島や小笠原諸島などで防除事例が報告されています。

(1) 奄美大島での事例

奄美大島では森林内に広くノネコが確認されており、アマミノクロウサギの捕食など希少種を含む在来生態系にとって新たな脅威となっています。そのため、環境省、鹿児島県、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町により、「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」が2018年に策定され、捕獲等の対策を実施しています。

(2) 小笠原諸島での事例

小笠原諸島ではメグロなどの陸鳥類やカツオドリなどの海鳥類が捕食され、大きな問題となっており、行政機関やNPOからなる「小笠原ネコに関する連絡会議」が2005年に発足し、海鳥の繁殖地である母島の南崎や山城の一部で試験捕獲が行われています。南崎では侵入防止策の設置や捕獲が進み、オナガミズナギドリが再び繁殖するなど、大きな成果が上がっています。また、小笠原村では「小笠原村飼いネコ適正飼育条例」等が策定されています。

10 防除計画の見直し及び変更

当該防除計画は3年目に中間評価を行い、5年目に見直しを行います。なお、対策上必要があると認められる場合は、随時見直しを行うものとします。